

第5章 整備構想

5 - 1 整備構想の位置付け

これまで本市では「兵庫県福祉のまちづくり条例」「加古川市福祉のまちづくり重点地区整備計画」などにに基づき、不特定多数の人々が利用する道路、公園、公共建築物、民間建築物などのバリアフリー化に取り組んできました。さらに今後は「交通バリアフリー法」の趣旨に基づき、移動にかかわる旅客施設、車両や歩行者空間についての整備を、重点的かつ一体的に進めていく必要があります。

この整備構想では、交通バリアフリー法に基づく整備を中心としつつ、関連する施設や整備計画も踏まえながら、整備の基本的な考え方を示すとともに、実施すべき整備事業メニューを公共交通機関(鉄道、バス)、道路、信号・交差点や交通規制、地区共通事項に分けて示しています。

5 - 2 整備の基本的な考え方

基本理念と方向性に基づき、鉄道駅を中心とした駅周辺地区において、交通バリアフリーに関する整備を重点的に進めるため、重点整備地区と特定経路を設定します。重点整備地区内の特定経路では、国、県の各種基準、関連のガイドラインなどに沿った整備・改良を基本とするとともに、誰もがより利用しやすいものとするためにできる限り市民や高齢者・障害者など当事者のニーズを反映した整備を行うものとします。また、各事業者・行政関係者相互の連携を図っていきます。

< 公共公益施設の選定の考え方 >

重点整備地区の区域を設定するにあたっては、特定旅客施設である鉄道駅の各々を中心とした徒歩圏(概ね 500～1,000m)で相当数の高齢者、障害者を含む多くの市民が利用すると見込まれる「公共公益施設」を含む範囲を基本として設定します。公共公益施設の選定にあたっては、3 - 1に示すアンケート調査結果、表5 - 2に示す各種法令内容を参考としつつ地区の実情を踏まえて、表5 - 1に示す対象を基本として選定しました。

表 5 - 1 公共公益施設の対象

	公共公益施設の 対象としたもの	例	
		加古川駅周辺地区	東加古川駅周辺地区
官公庁施設など	市役所 県民局 公民館 文化交流施設	加古川市役所 加古川市民会館 東播磨県民局 加古川公民館 市立図書館	加古川警察署 加古川総合文化センター 図書館
福祉施設	障害者福祉施設 保健所	総合福祉会館	加古川総合保健センター
商業施設	大規模な商業施設	ヤマトヤシキ ベルデモール	サティ
医療施設	大規模な病院	兵庫県立加古川病院	東加古川病院 神鋼加古川病院
その他の施設	都市公園	加古川河川敷公園	

表5 - 2 交通バリアフリー法の公共公益施設と関連法令について

交通バリアフリー法の 公共公益施設	ハートビル法の特定建築物 (高齢者、障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律	参 考		
法第2条7 「特定旅客施設と間の移動が通常歩行で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」 地域の实情に応じて 選定する	○ バリアフリー対応義務 (以下の用途のうち、2000㎡以上の建築物の新築・増改築・用途変更) 老人ホーム等の主として高齢者、身体障害者等が利用する建築物 病院又は診療所 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 集会所又は公会堂 展示場 百貨店、マーケットその他の物品 ホテル又は旅館 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 体育館、水泳場、ボウリング場又は遊技場 博物館、美術館又は図書館 公衆浴場 飲食店 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 一般公共の用に供される自動車車庫 公衆便所 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 ○ バリアフリー対応努力義務 (以下の用途の建築物の新築・増改築・用途変更・修繕・模様替) (上記の用途のもの) 学校、工場、事務所、共同住宅等の多数の者が利用する建築物	条例の対象施設		対象規模・用途面積
		特 定 施 設	社会福祉施設	すべてのもの
			医療施設(病院、診療所)	
			官公庁施設	
			学校等	
			図書館等	
			体育館等	
			公共の交通機関の施設	
			金融機関の営業所等	
			郵便局等	
			劇場、映画館、演芸場、観覧場	
			公会堂、集会場(神社・寺院・教会等に設けられるものを含む)	
			公衆便所	
			地下街等	
			自動車教習所	
		施 設	物品販売業を営む店舗	100㎡以上
			飲食店	
			理容所、美容所	
			公衆浴場	
			ホテル、旅館	
			展示場	
			遊技場	
			クリーニング取次店、貸衣装店	
			その他サービス業を営む店舗	
			施術所(あんま、マッサージ)	
			複合用途建築物	
			路外駐車場等	
			道路、公園等	
			共同住宅【共用部分】	
			寄宿舎	
事務所、工場				
小規模購買施設等の施設(の施設のうち100㎡未満のもの)				
住宅【共同住宅の専用部分】		21戸以上		
住宅【戸建住宅等及び20戸以下の共同住宅】		すべてのもの		
公共車両(鉄道車両・路線バス)		—		

< 特定経路及び準特定経路の考え方 >

今後、優先的にバリアフリー整備を行うべき経路として、「特定経路」と「準特定経路」を設定しました。

特定経路の設定にあたっては、駅を中心とした半径 500m圏内を駅周辺地区の徒歩利用圏と考え、その中で、鉄道駅(JR)と公共公益施設を結ぶ主要な経路であり駅周辺地区の歩行者空間ネットワークとしても重要な経路を選定しました。特定経路については今後、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準や各種ガイドラインに基づいた整備を図っていくものとします。

準特定経路の設定にあたっては、駅を中心とした半径 500～1,000m圏内を、バス利用が主であるが徒歩利用もあり得るところと考え、特に公共性の高い施設や障害者、高齢者など当事者の利用が多く見込まれる施設を結ぶ経路で徒歩利用を想定した歩行者空間の整備が望ましい経路を選定しました。準特定経路については、まずは当面実施できるところから整備を図っていくものとします。長期的には移動円滑化基準への適合などさらに整備の質の向上を目指していきます。

表 5 - 3 特定経路及び準特定経路の考え方

	特定経路	準特定経路
設定場所	駅を中心とした半径 500m圏内 (徒歩利用)	駅を中心とした半径 500～1,000m圏内 (バス利用が主であるが徒歩利用もあり得るところ)
設定の 考え方	○鉄道駅(JR)と公共公益施設を結ぶ 主要な経路 ○駅周辺地区の歩行者空間ネット ワークとして重要な経路	○特に公共性の高い施設や障害者、高齢者など 当事者の利用が多く見込まれる施設を結ぶ 経路 ○徒歩利用を想定した歩行者空間の整備が望 ましい経路
整備の基準	交通バリアフリー法に基づく 移動円滑化基準や各種ガイドライン	——

< 重点整備地区の区域の設定の考え方 >

特定経路及び準特定経路を含む範囲を、重点整備地区の区域として設定しました。
区域の境界は、町丁目界、主要道路を基本としています。

5 - 3 重点整備地区の区域と特定経路等

加古川駅周辺地区及び東加古川駅周辺地区の重点整備地区の区域と特定経路等を図5 - 1 ~ 5 - 2に示しています。

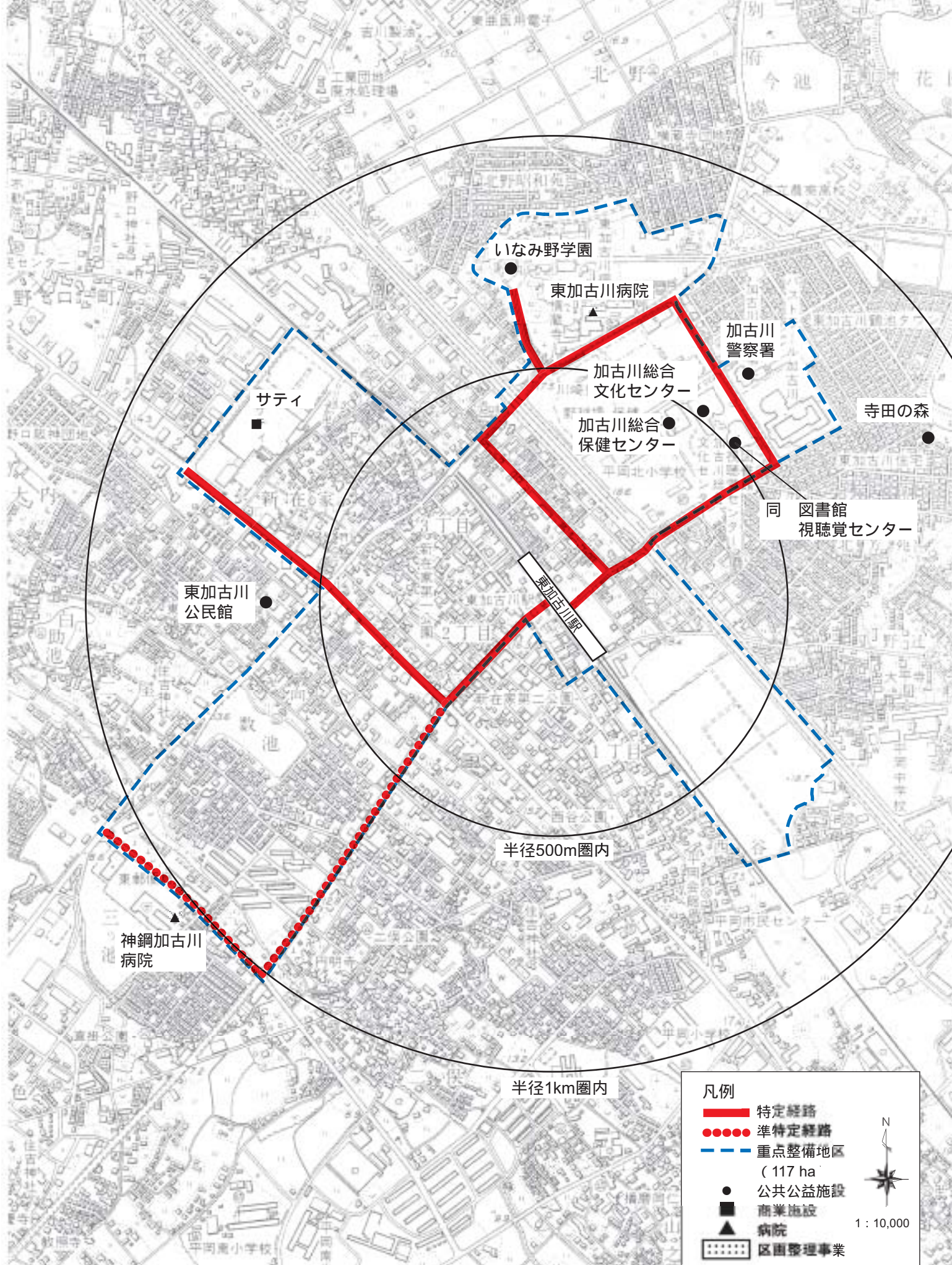


図5 - 2 東加古川駅周辺地区の重点整備地区と特定経路等

5 - 4 整備の方針

< 検討の考え方と手順 >

整備の方針の策定にあたっては、国、県の各種基準、関連のガイドラインなどに沿った整備・改良を基本とするとともに、誰もがより利用しやすいものとするためにできる限り市民や高齢者、障害者など当事者のニーズを反映した整備を行うことが重要です。また、交通バリアフリーのまちづくりを推進していくには、総合的、重点的かつ一体的に、より実効性のある取り組みを推進する必要があり、そのためには、今後に予定されているバリアフリーのまちづくりに関連する事業や施策についてもあわせて整理しておく必要があります。

このような視点から、整備の方針の策定にあたっては図5 - 3に示す考え方と手順で行いました。

< 検討課題の抽出と位置付けの整理の考え方と手順について >

検討対象としては、交通バリアフリー法に基づき、重点整備地区内の以下の施設や設備などを基本としました。

鉄道駅(ＪＲ)	駅前広場	国道・県道	市道
信号・交差点、交通規制	バス事業	地区共通事項	その他

各施設や設備などの事業内容については移動円滑化基準に適合させる必要があるものを「Ａ１」、ガイドラインなどに基づいた整備が望ましいものを「Ａ２」としました。

アンケート調査結果、ワークショップおよび現地調査結果にて収集した市民や当事者の意見のうち、特に要望の多いもの、重要と考えられるものを「Ｂ１」、その他を「Ｂ２」としました。ただし委員会などでの意見を踏まえ、少数意見ではあっても当事者にとって重要なものが低く扱われることのないように、配慮しました。

さらに で整理した検討課題には含まれていないが重点整備地区で予定されているバリアフリーのまちづくりに関連する事業や施策を「Ｃ」としました。

これらの検討を踏まえて、整備の方針をまとめました。

検討対象		検討課題	基準やガイドライン	市民や当事者の意見	関連事業・施策	
地区内	鉄道駅		(基準やガイドラインのあるもの)	特に要望の多いもの 重要なもの	重点整備地区で予定されているバリアフリーのまちづくりに関連する事業や施策	
	駅前広場					
	国道・県道		基準に適合させる 必要のあるもの	「A1」		
	市道		ガイドラインに基づく 整備が望ましいもの	その他		
	信号・交差点、交通規制					「A2」
	地区共通事項					
	バス事業					
地区外	心のバリアフリー		(基準やガイドラインのないもの)			
	その他					

図５－３ 検討課題の抽出と位置付けについて

重点整備地区内における整備の方針を以下に示します。

■ 鉄道駅

特定旅客施設となる駅については、高齢者、障害者など当事者を含む誰もが安全に安心して利用できるよう、JR加古川駅の高架化、JR東加古川駅の橋上化に伴い、駅のバリアフリー整備を行います。

高架化や橋上化といった駅の整備は交通バリアフリー法上は公共交通機関旅客施設の新設とみなされるため、整備内容や仕様については移動円滑化基準に適合させていきます。さらに各種ガイドラインなどの趣旨や内容を尊重しつつ、標準的なレベルからさらに望ましいレベルまで、整備の質の向上を図るよう努めます。

表 5 - 4 鉄道駅に関する基準

名称	発行年	発行者	法での扱い
移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準	平成 12 年 11 月	運輸省、建設省令	適合義務
公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン	平成 13 年 8 月	国土交通省 交通エコロジー・モビリティ財団	努力義務
公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 追補版	平成 14 年 12 月	国土交通省 交通エコロジー・モビリティ財団	努力義務
交通拠点のサインシステム計画ガイドブック	平成 10 年 3 月	国土交通省 交通エコロジー・モビリティ財団	努力義務

整備内容については以下を基本とします。

< 移動経路の円滑化 >

○高齢者、障害者など当事者を含む誰もが公共用通路からホームまで安全に安心して移動ができるよう、移動円滑化された経路を1経路以上確保します。エレベーターやエスカレーターの設置にあたっては、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者など当事者の利用に配慮した構造となるよう努めます。

・エレベーターの設置 (A1・B1)

・エスカレーターの設置 (A1・A2・B1)

・階段の改良(2段手摺の設置、階段の段端の明示など)(A1・A2)

・拡幅改札口の設置(幅 90cm 以上)(A1・A2・B1)

○駅の高架化、橋上化に伴い、まちの南北をつなぐ歩行者通路を確保します。(C)

<トイレの設置(新設)>

○多機能トイレを設置し、オストメイト仕様(*1)、乳幼児用おむつ交換シートなど、多様な利用を見込んだきめ細やかな整備を行います。(A1・A2・B1)

*1)オストメイト(人工肛門や人工膀胱保持者)が利用しやすいように、洗浄用の流し台やシャワーを設置すること

<施設・設備の改良>

○券売機は、高齢者、車いす利用者、視覚障害者など当事者の利用に配慮した形状のものを設置します。(A2・B1)

○スムーズに改札を通過できる IC カードの導入を行います。(C)

○ホームには転落時の安全確保措置として緊急連絡装置を設置します。(A2)

<案内情報のわかりやすさの向上>

○鉄道利用情報、駅の案内情報などについて掲示内容、設置方法を検討し、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者など当事者を含む駅利用者に対してわかりやすく適切な案内情報の提供ができるよう点字、触地図なども含む案内・誘導サインの整備を行います。また、ホームでの列車案内放送の改善についても検討していきます。

(A1・A2・B1)

<バリアフリー教育>

○駅員に対して継続的に、高齢者、障害者など当事者に対する接遇や介助方法についての教育訓練を行います。(A1・B1)

○緊急時や事故時には、視覚障害者、聴覚障害者など当事者を含めた駅利用者に迅速かつ適切に情報提供を行うよう努めます。

■ 駅前広場

JR加古川駅及びJR東加古川駅の周辺については、駅北広場の新規整備及び駅南広場の大規模改修を行います。

< 駅前広場の整備 >

○交通結節点として、高齢者、障害者など当事者を含む誰もが安全で安心して乗り継ぎのできる駅前広場とします。

- ・バスターミナルの整備(C)

- ・一般車乗降場の整備(C)

○障害者用駐停車帯(障害者用乗降地)を設置します。(B1)

< トイレの設置 >

○JR 加古川駅の高架下には、誰もが使いやすいよう配慮したトイレの設置を進めます。
(B1)

< 案内情報のわかりやすさの向上 >

○誰にでも分かりやすい案内表示の充実に努めます。整備にあたっては事業者間の連携により統一された円滑な案内ができるよう配慮します。(B1)

○視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。(A1・B1)

■ 道路

重点整備地区内において定めた特定経路と準特定経路については、誰もが安全で安心して移動できるよう、今後、優先的にバリアフリー整備を進めていきます。

特定経路の整備にあたっては、従来の法令や整備基準に加えて、移動円滑化基準への適合を図っていきます。さらに各種ガイドラインなどの趣旨や内容を尊重しつつ、質の高い整備を行っていきます。

準特定経路の整備にあたっては、当面実施できる整備から進めていきます。長期的には移動円滑化基準への適合などさらに整備の質の向上を目指していきます。

また、特定経路及び準特定経路以外に公共公益施設などへの最短経路となる区画道路が継続する場合、必要に応じて交通規制などの方法により移動の円滑化を図ることにしていきます。

表 5 - 5 バリアフリー整備に関する道路の基準

	名称	発行年	発行者	法での扱い
特定経路	重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 12 年 11 月	建設省令	適合義務
	道路の移動円滑化整備ガイドライン	平成 15 年 1 月	国土交通省 道路局	努力義務

整備内容については、以下を基本とします。

共 ……特定経路と準特定経路いずれにも適用する項目
 特 ……特定経路のみに適用する項目
 準 ……準特定経路のみに適用する項目

< 歩道の有効幅員の確保 >

共 歩道の有効幅員を確保するため、歩道の新設や拡幅、道路付属物・占有物の

移設・集約、側溝の改良などを行います。(A1・B1)

特 最低有効幅員は、車いすがすれ違える2mとします。(A1)

準 最低有効幅員は、当面 1.5mとします。

< 勾配の改善 >

特 車いす利用者の移動に配慮し、縦断勾配は原則として5%以下、横断勾配は原則として1%以下とします。ただし、沿道建物敷地の高さや地形的制約によりやむを得ない場合は縦断勾配8%以下、横断勾配2%以下とすることが可能です。
(A1・B1)

準 縦断勾配は原則として8%以下、横断勾配2%以下としますが、整備可能な経路については縦断勾配5%以下、横断勾配1%以下となるよう努めます。

< 横断歩道に接続する歩道 >

特 横断歩道に接続する歩道の縁端においては、車いす利用者が円滑に展開できる構造とし、段差2cmを標準とします。(A1・B1)

特 横断歩道に接続する歩道について、進行方向上に雨水ますが存在する場合は、車いすのキャスター、白杖の先、ハイヒールなどが落ち込むことのないよう配慮します。(A2・B1)

< 歩道舗装の改良・修繕 >

共 つまずきなどの事故防止のため、舗装の老朽箇所の補修、側溝蓋の改善により歩道上の段差の解消を行います。(A2・B1)

特 歩道舗装面は、平坦ですべりにくく水はけの良い仕上げとして、透水性舗装を行います。(A1)

< 視覚障害者誘導用ブロックの設置 >

共 歩道には、黄色その他の周囲の路面との輝度比(*2)に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。(A1・A2)

*2) 輝度比 = 視覚障害者誘導用ブロックの輝度(cd/m²) / 路面の輝度(cd/m²)

■ 信号・交差点、交通規制

< 信号の設置・改良 >

- 歩行者や自動車の利用状況や地域住民との協議を踏まえながら、交差点への信号の新設、音響信号装置の必要性を検討します。(B1)
- 安全に横断できるよう歩行者用信号の時間の調整を検討します。(B1)
- 視覚障害者や聴覚障害者が利用しやすい信号機のあり方について地域住民との協議を踏まえながら検討します。(C)

< 交通規制などの導入 >

- 自動車の速度規制や通行規制などの導入を検討します。(B2・C)

■ バス事業

< 低床車両の導入 >

- バス車両の新規導入にあたっては、ノンステップバスまたはワンステップバスを積極的に導入するようにします。平成 22 年までに、全車両のうち、ノンステップバス 20～25%、ワンステップバス 50%となるよう目指します。(A1・B1)

< 案内情報のわかりやすさの向上 >

- バス停の時刻表を大きくし、文字が読みやすいようにします。(JR 加古川駅南広場など) (A2・B1)

< バス乗り場の改良 >

- 道路整備の進捗、低床車両の導入に伴い、バス乗り場の改良を道路管理者などと協議のうえ行います。(A2・C)

< バリアフリー教育 >

- 乗務員に対して継続的に、高齢者、障害者など当事者に対する接遇や介助方法についての教育訓練を行います。(A1・B1)

■ 地区共通事項

< 自転車に関する取り組み >

○歩道や駅前広場などにおける放置自転車対策を推進します。(B1)

○以下の場所に駐輪場を設置します。(B1・C)

・加古川駅周辺地区ヤマトヤシキ南側 (約 1,400 台)

・ “ JR 加古川駅付近高架下 (5,000 台: 想定台数)

・東加古川駅周辺地区駅北広場周辺 (2,770 台)

○自転車の利用環境整備や放置自転車禁止条例の制定について検討します。(C)

< 店舗などの歩道上の占有物への対策 >

○商業者と連携して、商品・看板のはみ出しを行わないようにします。(B1)

■ 心のバリアフリーの取り組みについて

< バリアフリー情報の収集・提供 >

○バリアフリーマップの作成や案内情報サインの設置など、バリアフリー情報の収集・提供を行います。(B2)

< 心のバリアフリーの醸成 >

○市民への啓発活動や勉強会など、心のバリアフリーを醸成するための取り組みを行います。(B1)

< 継続的改善のしくみ >

○基本構想及び事業実施についての進捗状況の情報提供を行うとともに、事業評価を行い、基本構想策定後のフォローアップを図ります。(B1・C)

○市民からの意見受付窓口協議機関の設置を検討します。(B1・C)

○重点整備地区における商業関係者・市民などとの連携を図ります。(C)